

# 一般社団法人愛知県産業資源循環協会

## 青年部規約

### (目的)

第1条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の次代を背負う若きリーダーを中心として組織し、協会の健全なる発展を図ると共に、企業の合理化、近代化及び高度化を推進するために、会員の研修と相互の連携を強め、より良い経営者、指導者をつくることを目的とする。

### (名称)

第2条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会青年部（以下、「青年部」という。）とする。

### (事務局)

第3条 この青年部の事務局は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会内に置く。

### (事業)

第4条 この青年部は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員のためにする各種研修会の開催。
2. 会員の経営の健全化を図るための各種情報交換及び提供。
3. 協会の振興に必要な建議、陳情、提言。
4. 会員の福利厚生に関する事業。
5. 前各号に付帯する事業。

### (種別)

第5条 この青年部の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 一般社団法人愛知県産業資源循環協会の正会員
- (2) 賛助会員 一般社団法人愛知県産業資源循環協会の賛助会員

### (会員資格)

第6条 この青年部は、その区域内に事務所または事業所をもつ会員又は会員会社の幹部等であって、青年部の活動に賛同する者で50歳未満の者をもって組織する。但し事業年度中に満50歳に達するときは、その年度内は会員資格を有するものとする。

### (加入)

第7条 前条の資格を有する者で、協会員又は青年部会員の推薦を得て別に定める入会申込書を青年部会長に提出し、役員会の承認を得た者とする。

### (退会)

- 第8条
1. 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を退会日の30日前までに青年部会長に届け出なければならない。
  2. 会員が死亡し、または会員である法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の開催の日から1週間前までに、その旨を通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
1. 青年部の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
  2. その他正当な事由があるとき。

(会員資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
1. 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
  2. 会員との連絡が1年以上取れないとき。
  3. 前各号に該当するときのほか、正会員の3分の2以上が同意したとき。

(総会)

- 第11条
1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、青年部会員をもって構成する。
  2. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わることができない。
  3. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。但し社会情勢等により通常の開催が困難な場合には、書面または電磁的方法により総会決議事項を通知し賛否を諮ること（以下、「書面決議」という。）によって、これに代えることができる。
  4. 総会は青年部会長が召集する。
  5. 総会の議長は総会において会長が選任する。
  6. 総会は次に掲げる事項を議決する。
    - ①事業計画及び収支予算の決定。
    - ②事業報告及び収支決算の承認。
    - ③規約の改正。
    - ④その他、役員会が必要と認めた事項。
  7. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。但し書面決議の場合は、正会員の過半数の書面または電磁的記録の受理によって、これに代えることができる。
  8. 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し書面決議の場合は、受理した書面または電磁的記録の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

9. 総会の議事については議事録を作成しなければならない。但し書面決議の場合は、書面決議報告書によって、これに代えることができる。

10. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上がこれに署名押印するものとする。但し書面決議の場合は、会長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、会長及び会長が指名した役員2名以上がこれに署名押印するものとする。

①会議の目的である事項、日時及び場所。

②正会員の現在数及び出席した正会員数（書面決議及び決議委任者を含む。）または正会員の受理数。

③議事の経過の概要及びその結果。

11. 前項の議事録または書面決議報告書は、事務局に備え付けて置かなければならない。

（役員の定数）

第12条 青年部の役員は次の通りとし、役員会はその役員をもって構成する。

①青年部 会長 1名

②青年部 副会長2名以上5名以内

③幹事15名以内（会長及び副会長を含む。）

④監事2名

なお、必要に応じ、会計、委員長、副委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定めることが出来る。

（役員の職務）

第13条 1. 青年部会長は、青年部を代表し業務を執行する。

2. 青年部副会長は、青年部会長を補佐し、青年部会長に事故等があるときは、青年部会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3. 幹事は、青年部の運営及び業務の執行にあたる。

4. 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、役員に対し会計に関する報告を求めることが出来る。

5. 会計、委員長、副委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定めた場合は以下の通りとする。

①会計は、出納、帳簿及び書類の管理にあたる。

②委員長は、担当委員会が円滑に行われる様に業務の執行にあたる。

③副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

④直前会長は、青年部を運営する上での顧問的な役割を行う。

⑤相談役は、青年部の運営上の諸問題や重大な事項について助言できる。

⑥総括幹事は、部会運営が円滑に行われるように業務の執行にあたる。

⑦会務は、役員会及び各委員会が円滑に行われるように業務の執行にあたる。

⑧広報は、青年部活動をPRするための企画・運営にあたる。

(役員を選任)

- 第14条 1. 幹事並びに監事は青年部正会員から総会において選任する。  
2. 青年部会長は、青年部会の幹事の互選により定める。  
3. 青年部副会長は、青年部幹事のうちから、青年部会長が指名する。なお、会計、委員長、副委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定める場合も同様とする。

(役員任期)

- 第15条 1. 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。  
2. 補欠(増員に伴う場合の補充も含む。)のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第16条 青年部の顧問に一般社団法人愛知県産業資源循環協会正副会長を委嘱する。

(会費)

- 第17条 1. 青年部は、総会により決定した会費を別に定める会費規定に基づき徴収するものとする。  
なお必要に応じ特別会費を徴収することが出来る。  
2. 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会計年度)

- 第18条 青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

- 第19条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会に諮り、青年部会長が定める。

附 則(昭和63年5月)規約制定

附 則(令和3年5月13日一部改正)書面決議の追加及び、名称の変更

附 則(令和5年4月20日一部改正)種別の追加及び追加に伴う各所、退会規定

附 則(令和6年4月17日一部改正)入退会、除名、資格喪失及び役員会並びに会費規定の変更、削除又は追加

# 会 費 規 定

## (目的)

第1条 一般社団法人愛知県産業資源循環協会青年部(以下「青年部」という。)の会費等について、青年部規約第17条第1項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

## (会費の納入方法)

第2条 会員は、次の各号に定める方法により会費を納入しなければならない。

- (1) 期初会員 会費を一括前納。
- (2) 期中会員 会費を12で除し、入会が承認された月を含めた当該期の末日までの月数で乗じた額を速やかに一括前納。
- (3) 本条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、役員会の承認を得て分納又は免除することができる。

## (会費の督促)

第3条 会長は、前条に定める方法による会費の納入を1年以上滞納している会員に対し、未納会費の請求を行うとともに、次の内容を記載した書類の提出を求めるものとする。

- (1) 会員継続の意思
- (2) 会費未納分の支払方法
- (3) その他会長が必要と認める事項

## (雑則)

第4条 この規定に定めるもののほか必要な細目は、会長が別に定める。

附 則 この規定は、令和6年4月17日から施行する。

# 入会申込書

年 月 日

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会青年部 会長 様

一般社団法人愛知県産業資源循環協会青年部の設立趣意に賛同いたします。ついては貴会青年部の会員として入会を申し込みします。

①収集運搬                      ②中間処理                      ③最終処理                      ④その他

(業種の該当箇所に○印をつけてください。会費金額及び支払方法は後日連絡致します。)

ふりがな  
会社名

ふりがな  
代表者名

印

ふりがな  
所在地 〒

TEL

FAX

ふりがな  
入会者名

性別

入会者TEL

入会者生年月日

入会者メールアドレス

ふりがな  
推薦者名

# 退 会 届

年 月 日

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会青年部 会長 様

弊社、 年 月 日をもって貴協会青年部を退会いたしたくお届けします。

(理 由)

所在地

会社名

代表者名

印

会員名